

下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター
〒689-4526 日野町下榎 157 番地 1
電話：72-1191 (FAX 兼)
E-mail：rinpoka@town.tottori-hino.lg.jp

生活相談員としての役割と心得

下榎交流センター 生活相談員 西村一成

昨年4月に生活相談員に任命されてから、地域の困りごと・相談ごとを受けて関係各所に繋ぎ、住民の安心、安全に寄与してきました。

まだまだ未熟で、本当に地域の皆さんの役に立てているのか自問自答しながら、

1. 相談を受けたら迅速に行動する
2. 守秘義務を守る
3. 相談ごとに必要以上に深入りをしない

この3つを心得として日々業務を行っています。

特に、1. の相談を受けたら迅速に行動することは大事だと考えます。悩み・相談ごとのある人は、1日・1分・1秒でも早く解決、安心したい気持ちを持っています。その気持ちに寄り添って行動し、早く確実に各所に繋いでいくことは、生活相談員の大事な役割だと思います。

また、高齢者の見守り訪問も適時行っています。各団体との情報交換を密にして、「誰一人として孤立させない」を合言葉に高齢者のご家族を訪問し、話をしています。

また、この時期は日差しが強く暑い日が続くので、熱中症に注意するように声掛けをしています。役場健康福祉課が配布している緊急キットも、見守り訪問時にお勧めしています。いざという時、救急隊員に情報を伝えるために役立つものです。

最後に、今後はいろいろな経験、学習を通して皆さんの意見にも耳を傾け、自身をスキルアップしていき、包括的に業務を担える、地域の皆さんからの信頼を得られる生活相談員になればと思います。



「百歳体操に思うこと」～みんなで目指そう健康百歳～

毎週木曜日 13:30～15:00 まで、老人憩の家で百歳体操を行っています。参加人数は6人から15人ですが、にこやかに体操をしていて、その後のティータイムでも皆さん笑顔の花を咲かせています。

百歳体操について声を聞かせてもらったところ、「普段、家から出ることが少ないのでうれしい」「運動不足なので体操は良い」「皆とお茶を飲みながら話すことが楽しい」などの声があり

ました。今では、下榎の高齢者にとって楽しい行事の一つになっています。

課題として挙げられたのは、男性の参加がないことです。今後は、男性も参加しやすい雰囲気作りに力を入れていきます。

私の記憶が正しければ、お元気で百歳を迎えた人は、下榎にまだいません。

元気で百歳を迎えることを実現することが、百歳体操の意義の一つでもあると思っています。

＜ 学習講座 ＞

◆いきいき百歳体操 ▶毎週木曜日 時間：午後1時30分 場所：老人憩の家

◆生け花教室 ▶毎月第3土曜日 時間：午後1時30分 場所：下榎交流センター

※どなたでも参加できます。お気軽にお越しください。詳しくは、下榎交流センター(電話72-1191)までお問い合わせください。

農業委員会だより No.107

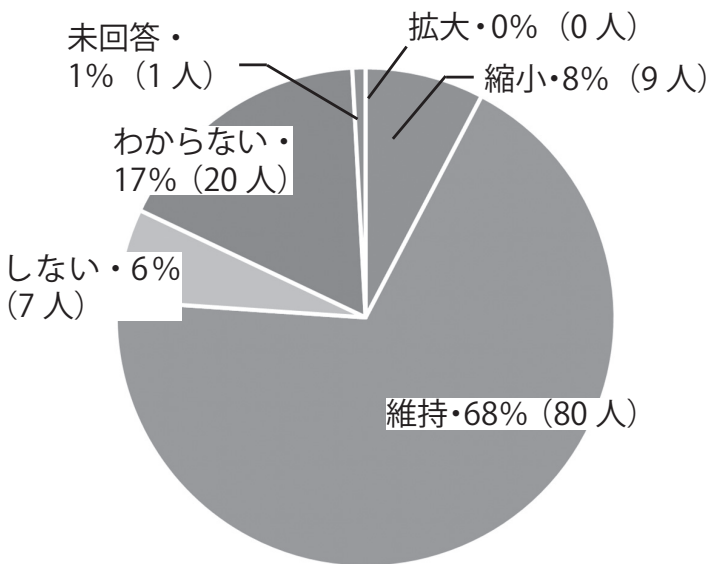
持続可能な地域農業を模索！

令和6年1月に実施した「地域計画に関する意向調査」を約1200世帯に対して行った結果、180世帯から回答があり、うち耕作者117人からのデータを集計しました。

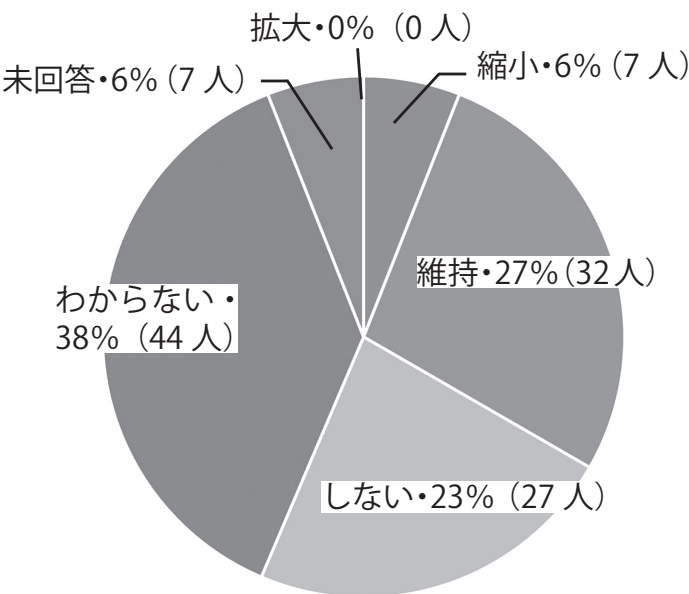
農業経営の意向として、5年後では、「規模拡大」0%、「規模縮小」8%、「現状維持」68%、「農業はしない」6%、「わからない」17%、「未回答」1%。10年後では、「規模拡大」0%、「規模縮小」6%、「現状維持」27%、「農業はしない」23%、「わからない」38%、「未回答」6%という結果でした。5年後までは、農地を維持したい農家が約7割ありますが、10年後になると、約3割に減少します。

また、農業後継者の有無に対する回答については、「いる」29%、「未定」32%、「いない」38%、「未回答」1%という結果でした。大規模農家である担い手も含め、後継者不足の状況であり、農業者一人一人が農地維持の最後の砦となっています。

今後、未定と回答した32%の動向がカギを握っており、安定した所得水準の農業や関わりやすい農業の在り方について、検討する必要があります。担い手に農地を集約化する一方で、水路の維持管理等を行っていくためには、小さな農家の存在が必要不可欠であり、双方が納得する地域農業の在り方について、地域ごとに話し合い、相互理解を深める必要があります。



将来の農業経営に対する意向（5年後）



将来の農業経営に対する意向（10年後）

担い手の確保が急務！

意向調査の結果からもわかる通り、農地の受け手となる担い手が不足しています。5年後には、現在の耕作者に代わる担い手が必要となります。担い手の確保、育成が急務である旨、その具体策を農業委員会等に関する法律第38条に基づき、7月9日に埴田町長へ提出しました。また、今後意見交換会を行い、具体的な提言を行う予定としています。



▲ 町長へ意見書を提出